

沿道建築物の耐震化を支援しています

高知県では、地震時に、広域的な避難や支援物資の輸送のために通行を確保すべき道路を高知県耐震改修促進計画で指定しています。この道路沿いに昭和56年5月以前に建築された建築物で一定の高さ以上のものを「沿道建築物」といい、法律で耐震診断と耐震診断結果の報告が義務化されています。

そうした沿道建築物の耐震化を促進するために、市町村と協力して補助制度を設け支援しています。

この補助制度を活用して沿道建築物の耐震化の取り組みをお願いいたします。

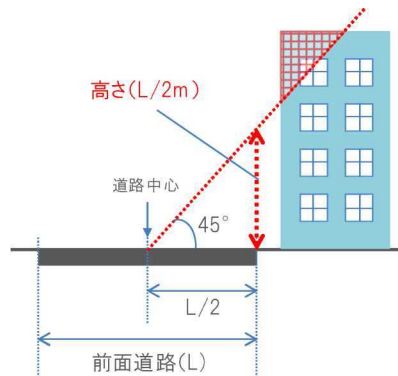


■補助対象となる建築物

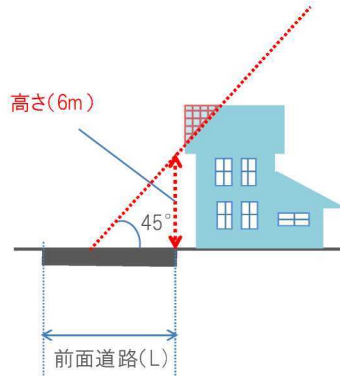
昭和56年(1981年)5月31日以前に建てられ、高知県耐震改修促進計画で指定した道路に面して建つ建築物で以下の条件に該当するもの

建築物のいずれかの部分の高さが、当該部分から道路の境界線までの水平距離に、次の①、②に掲げる前面道路の幅員に応じ、以下の定める距離を加えたものを超えるもの

①前面道路幅員(L)が12mを超える場合
前面道路幅員の1/2



②前面道路幅員(L)が12m以下の場合
6m



■補助対象事業および補助率

補助対象事業	補助率
耐震診断	補助対象事業費限度額以内の場合、自己負担なし
耐震補強設計※	補助対象事業費限度額以内の場合、自己負担なし
耐震改修※	補助対象事業費限度額以内の場合、工事費の4/5を補助、1/5は自己負担

※耐震診断の結果、倒壊の危険性が高いと判断されたものに限りです

■補助対象者

対象建築物の所有者

補助額の詳細は
裏面を見てね

補助金に関する問合せ・申請の申込先 ➤➤ 対象建築物が存する市町村の耐震担当窓口



補助対象事業費限度額について

耐震診断

【一戸建て住宅】（構造種別に係わらず）

136,000円／戸以内

ただし、幅員12m超の高知県耐震改修促進計画で指定した道路に面する一戸建て住宅については一戸建て住宅以外の住宅及び建築物の単価を適用する

【一戸建て住宅以外の住宅及び建築物】

延べ面積 1,000㎡以内の部分 : 3,670円／㎡以内
1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分 : 1,570円／㎡以内
2,000㎡を超える部分 : 1,050円／㎡以内

ただし、一戸建て住宅以外の住宅及び建築物について設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は1,570,000円を限度として加算することができる

耐震補強設計

耐震改修事業の補助対象事業費限度額に設計料率表に定める設計料率を乗じて得た額

※詳細は市町村へお問い合わせください

耐震改修（現地建替・除却含む）

【住宅(マンション除く)（※1）】 39,900円／㎡

【マンション(※2)】 51,700円／㎡（特に倒壊の危険性が高い建物：56,900円／㎡）

【建築物(※3)】 57,000円／㎡（特に倒壊の危険性が高い建物：62,700円／㎡）

(※1)住宅とは、一戸建ての住宅、長屋および共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延床面積の1/2未満のもの)を含む

(※2)マンションとは、共同住宅のうち、耐火建築物又は準耐火建築物であって、延床面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のもの

(※3)建築物とは、※1に掲げる住宅以外の建築物をいう

(※)住宅・建築物の建替による新築については、省エネ基準に適合する必要があります

※市町村により補助対象事業費限度額が異なる場合があります。詳細は市町村窓口へお問い合わせください

補助対象事業費限度額を超える場合は、自己負担が必要になります

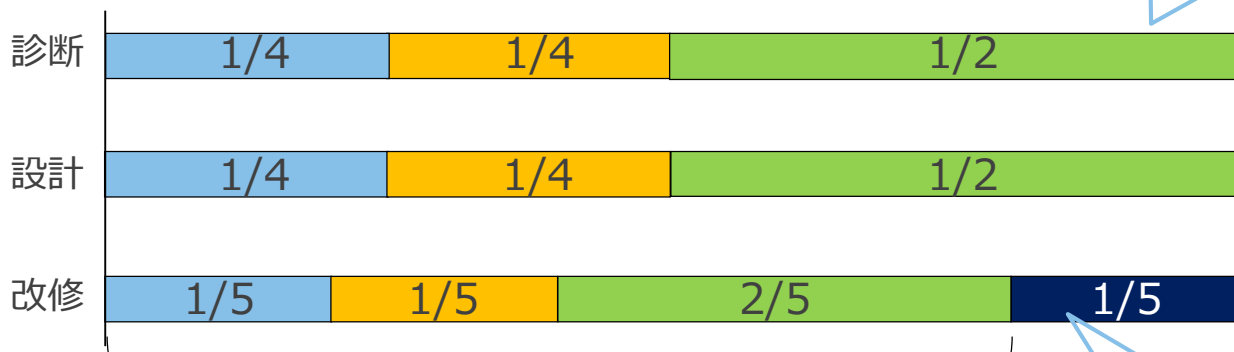


©村岡マサヒロ

補助率について

各事業について、令和8年3月31日までに着手されたものが対象です。

■ 市町村費 ■ 県費 ■ 国費 ■ 所有者



補助対象事業費限度額内であれば全額補助

市町村費、県費、国費はまとめて市町村から所有者へ支払われます。

所有者負担分

△注意

- 補助対象事業費限度額を超える部分は自己負担になります
- 改修補助については、限度額の範囲内であっても、1/5の自己負担が必要です
- 自己負担額については、市町村窓口へお問い合わせください



©村岡マサヒロ